

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-108 後退時車両直後確認装置</p> <p>7-108-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。 (保安基準第44条の2関係、細目告示第146条の2第3項第4項関係、適用関係告示第52条の2関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車 ③ レッカー車 ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-00-S3 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。) <p>7-108-2 性能要件</p> <p>後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、7-108-2-1 又は 7-108-2-2 に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。(細目告示第146条の2第1項第1号第2号関係)</p> <p>7-108-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が運転者席において、後退時に鏡（運転者が直接視認することができるものに限る。）若しくはカメラ及び画像表示装置により構成される装置又はこれらの組み合わせにより、次の①及び②に掲げる部分を確認できるものでなければならない。</p> <p>この場合において、鏡を用いることができるのは、UN R158-00-S3 の 15.2.1.7. を満たす場合に限るものとする。 (細目告示第146条の2第1項第2号関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 0.5m 後方及び 1.35m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と地面との交線のうち、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に挟まれた部分 ② 当該自動車の最後端（連結装置及び手荷物積載用部品を除く。）から 3.5m 後方の車両中心線に直交する鉛直面と、当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に内接するよう設置された左右 2 つの高さ 80cm 直径 30cm の円柱の全体 <p>(2) 次に掲げる状態の自動車の運転者席において、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態で (1) ①及び②に掲げる部分が確認できない場合は、(1) の基準に適合しないものとする。(細目告示第146条の2第1項第2号関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車は、平坦な面上に置き、直進状態とする。 ② 自動車のタイヤの空気圧は、規定された値とする。 ③ 車高調整装置が装着されている自動車にあっては、標準（中立）の位置とする。 <p>ただし、車高を任意の位置に保持することができる車高調整装置にあっては、車高が最低となる位置と車高が最高となる位置の中間の位置とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 運転者席の座席は、次のとおり調節した位置とす 	<p>8-108 後退時車両直後確認装置</p> <p>8-108-1 装備要件</p> <p>自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、後退時に運転者が運転者席において当該自動車の直後の状況を確認できるものとして、運転者の視野等に係る性能に関し、8-108-2の基準に適合する後退時車両直後確認装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(保安基準第44条の2関係、細目告示第224条の2第3項第4項関係、適用関係告示第52条の2関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 車両後部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両後部に特殊な装備を有する緊急自動車 ③ レッカー車 ④ 運転者の直接視界により 7-108-2 の基準に適合する自動車 (UN R158-0-S3 の 15.2.1.7. を満たす場合に限る。) <p>8-108-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、運転者の視野等に係る性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第224条の2第1項第1号関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 後退時車両直後確認装置の作動中、確実に機能するものであること。 <p>この場合において、後退時車両直後確認装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>る。</p> <p>ア 前後に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>イ 上下に調節できる場合には、中間位置とする。 ただし、中間位置に調節できない場合には、中間位置より下方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>ウ 座席の背もたれの角度が調節できる場合には、鉛直面から後方に 25° の位置とする。 ただし、鉛直面から後方に 25° の位置に調節できない場合には、鉛直面から後方に 25° の位置より後方であってこれに最も近い調節可能な位置とする。</p> <p>⑤ 運転者席の座席に座布団又はクッション等を備えている場合には、取除いた状態とする。</p> <p>7-108-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 後退時車両直後確認装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R158-00-S3 の 15.2. (15.2.1.1.を除く。)又は 15.3.に適合するものでなければならない。 この場合において、検知装置を備えた後退時車両直後確認装置にあつては、UN R158-00-S3 の附則 10 の 1.4.に規定する検知装置の作動を確認する点のうち、次の①及び②に掲げる点を検知できるものであればよい。(細目告示第 146 条の 2 第 1 項第 1 号関係)</p> <p>① 当該自動車の左右の最外側面に接する車両中心線と平行な鉛直面に最も近い 4 つの確認点</p> <p>② 当該自動車の車両中心線上にある 2 つの確認点</p> <p>(2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 146 条の 2 第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>④ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置</p> <p>(3) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。</p> <p>7-108-3 取付要件 (視認等による審査)</p>	<p>(2) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第 224 条の 2 第 2 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>④ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた後方視界看視装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後方視界看視装置又はこれに準ずる性能を有する後方視界看視装置</p> <p>(3) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(2) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。</p> <p>8-108-3 取付要件 (視認等による審査)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第146条の2第1項第3号関係)</p> <p>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</p> <p>② 画像表示装置は、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態の運転者が直視できる範囲内にあり、7-108-2に規定する視界に係る要件を容易に確認できる位置に備えられたものであること。</p> <p>③ カメラ及び画像表示装置又は検知装置を用いるものにあつては、原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して作動を開始するものであること。</p> <p>なお、カメラ及び画像表示装置を用いるものにあつては、常時作動する構造であってもよい。</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡若しくはカメラ及び鏡面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのある鏡又はレンズ面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのあるカメラは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第146条の2第1項第3号関係)</p> <p>① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの</p> <p>② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの</p> <p>③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの</p> <p>④ 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの</p> <p>(3) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第146条の2第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>(4) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。</p>	<p>(1) 後退時車両直後確認装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(細目告示第224条の2第1項第2号関係)</p> <p>① 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取付けられたものであること。</p> <p>② 画像表示装置は、座席ベルトを装着し、かつ、かじ取ハンドルを握った標準的な運転姿勢をとった状態の運転者が直視できる範囲内に備えられたものであること。</p> <p>(2) 取付けが不確実な鏡若しくはカメラ及び鏡面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのある鏡又はレンズ面に著しいひずみ、曇り若しくはひび割れのあるカメラは、(1)の基準に適合しないものとする。</p> <p>この場合において、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、「取付けが不確実」に該当するものとする。(細目告示第224条の2第1項第2号関係)</p> <p>① 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの</p> <p>② 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの</p> <p>③ 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの</p> <p>④ 当該装置を取付けた状態のまま、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの</p> <p>(3) 次に掲げる後退時車両直後確認装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第224条の2第2項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられている後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた後退時車両直後確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の性能を確保できる位置に備えられた後退時車両直後確認装置又はこれに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置</p> <p>(4) FMVSS 111 又は CMVSS 111 に適合する後退時車両直後確認装置は、(3) ③に定める「これに準ずる性能を有する後退時車両直後確認装置」とする。</p>

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p>7-108-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-108-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第52条の2関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年4月30日以前に製作された自動車 ② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの <p>7-108-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、後退時車両直後確認装置に係る規定は適用しない。（適用関係告示第52条の2関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年4月30日以前に製作された自動車 ② 令和4年5月1日から令和6年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 令和4年4月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 イ 令和4年5月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車であって、令和4年4月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車と後退時車両直後確認装置に係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年4月30日以前のもの 	<p>8-108-4 適用関係の整理</p> <p>7-108-4の規定を適用する。</p>